

低解約返戻金型保険の所得税の 取扱い変更を検討

過去に締結した保険契約も見直しの対象か 法人から従業員への契約者変更の節税策にストップ

契約時から一定期間は解約返戻金の額が低く設定される保険契約（低解約返戻金型保険）について、同保険契約の契約者を法人から従業員に変更することによって所得税の負担を軽減するスキームを防ぐことを、国税庁が検討しているようです。

名義変更時に給与課税、解約時に一時所得で2分の1課税

例えば、契約後10年間の解約返戻金額を大幅に少なくし、その後に引き上げるような保険契約は、節税目的に使われるケースがあります。その際の手順は次の通りとなります。

- ① 契約者や保険料支払者等を法人にし、被保険者を従業員や役員として同保険契約を締結する。
- ② 解約返戻金額が低額な10年目に契約者等を法人から従業員等に変更し、保険契約の権利を従業員等に移す。
- ③ その翌年、解約返戻金額が引き上げられる際に、従業員等が保険契約を解約し解約返戻金を受け取る。

②の契約変更時の保険契約の権利は、その変更時の低額な解約返戻金額が「給与所得」として課税の対象となります（雇用関係に基づく経済的利益の供与）。

③の契約変更の翌年に従業員等が受け取る高額となった解約返戻金額は、「一時所得」として課税されるため、いわゆる“2分の1課税”が適用されます。

給与課税の経済的利益を「解約返戻金額」から「資産計上額」に

具体的には、現行、契約変更時の経済的利益を低額な解約返戻金額で評価することから、解約返戻金が法人の保険積立金等の勘定で資産計上している保険料の7割未満の場合には、資産計上額で評価するように見直すとのことです。

この見直しが行われると、②の契約変更時の給与課税の対象額が大幅に増加することになり、上記スキームによる節税額は大幅に低減することになります。